

**\*\* 相談活動50年、一人でも入れる組合です \*\*** 支部携帯：090-8109-7682  
TEL:044-811-4138 FAX:044-811-4144 メールアドレス:jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

## 白紙委任でなく積極的な投票を！

### 10月31日 投票日

## 衆議院選挙・最高裁裁判官国民審査・川崎市長選挙

# 年末闘争要求日 全国でいっせいに要求提出 組合員平均 918,532円 (3.21ヶ月)

### 川崎支部の秋闘・年末一時金

#### 三和エレクトロニクス分会

#### 秋闘

10月18日要求提出  
11月1日回答指定日

#### 要求項目

- ①労働時間短縮
- ②子育て世代の要求  
育児のための勤務時間短縮を小学校3年生まで
- ③若手世代の要求  
奨学金支援制度  
帰省手当制度の新設
- ④定年延長 65才まで
- ⑤退職金 2000万円
- ⑥再雇用期間の延長 70歳まで
- ⑦リフレッシュ休暇の延長

#### 日本シャッター分会

#### 一時金

10月26日要求提出  
11月24日回答指定日

#### 要求項目

- ①年間3.2ヶ月、  
年末 各人基本給の  
1.6ヶ月
- ②契約社員の一時金は  
正社員に準じる
- ③支給日12月10日
- ④年次有給休暇「時季指定  
の5日付与」を来年度実  
施
- ⑤営業社員が休日工事等で  
出勤した場合、休日勤務  
手当を支給

### JMITU秋闘回答状況

107支部分会が要求提出  
40支部分会で前進回答！  
新型コロナ関連要求と職場  
の要求が前進！

前進回答を項目別でみる

と「コロナ関連」が25支  
部分会、「職場の要求」が  
14支部分会、「情報開示」  
と「人員増」が10支部分  
会などとなっています。

「コロナ関連」では、多く

の支部分会で、ワクチン接  
種時・家族の接種時・感染  
時・家族の感染時などでの  
特別休暇を実現しています。  
「職場の要求」では「奨学  
金支援は適用範囲2種まで  
拡大する」、「ハラスメン  
トは厳罰な処分をおこなう」  
、「エアコンを交換する」  
、「女子トイレを増設する」  
、「レクリエーション補助と  
して12,000円支給す  
る」など職場ごとの要求が  
実現しています。

「継続雇用の要求」では、  
日本ロール製造支部で「継  
続雇用手賃金(1年目定年  
時の80→90%、2年目  
60→80%、3年目60  
→70%、4年目60→6  
5%)へ変更予定」との回  
答も得ています。

要求すれば変わります。

【三和分会 細谷静雄記】



投票箱

# 日本シャッター第67回分会定期大会報告

日本シャッター分会の第67回定期大会が、9月26日(日)の15時から川崎支部組合事務所にて開かれました。出席者は日本シャッター分会から尾崎、梶山、支部からは長谷川委員長、今野執行委員、石田分会担当と私6名でした。以下に主な内容を報告します。

## 【活動総括】

一時金は昨年の年間3ヶ月から3.2ヶ月に要求月数を増やしましたが、支給月数は前年実績年間2.9ヶ月と同月数でした。経営状況はこの一年間『減収減益』という厳しい状況でしたが、昨年の支給実績を維持したことは大きな成果だと言えます。

基本給の賃上げはなかったですが、19年10月に『物価手当』10,000円増額、20年8月にコロナ関連の『時限措置』として『健康手当』5,000円が新設され、組合員の役付き手当がそれぞれ9,000円と18,000円増額されました。また、契約社員の組合員が課長への昇格で15,000円増額されました。結果として19年と21年の3年間で組合員3人の平均で毎月10,000円以上増額されたこととなります。これらの成果を勝ち取ることが出来た要因として、会社の主張に噛み合った対応が挙げられます。会社は15年の昇格

人事で、組合員3人の役付き手当を17,000円と24,000円増額したこと根拠に『昇格で賃上げした』『一時金増額で「年収」を重視する』として、16年と18年の3年間の『賃上げは見送り』となりました。これに対して組合は「残業代の不支給によって年収が減っている事実」を「源泉徴収票に基づく年収の客観的な資料」により提示し反論、要求の正当性と必然性を「要求の主旨」や団体交渉で繰り返し主張してきました。

これらの正当で根拠のある粘り強い主張が前記諸手当の増額に反映されたものと判断できます。また、56期と62期までの7年間は連続して売上高は上昇し、62期こそ「減収減益」となったものの、61期は民事再生後では最高益になった事も変化の背景にあると思われれます。

職場の諸要求として、「営業社員が休日に工事等で出勤した場合、休日勤務手当を支給すること」、働き方改革による「年次有給休暇の時季指定による5日付与」を要求し、会社と継続して交渉してきました。当初会社は要求に対して否定的でしたが最近はやや軟化した発言も見られるようになりました。職場の切実な諸要求を積極的に取り上げ、労働条件の最低基準を定めた労基法が守られている職場の実現を目指し今後も粘り強く要求・交渉していく必要があります。

コロナの影響で昨年までの営業所懇談会は中止し、分会執行委員会も回数が減りましたが、FAX、電話を使い活動を補ってきました。今年4月に牛木組合員が部長に昇格し、本人の申し出により組合を脱退し組合員は2名になりました。

## 【活動方針】

(1) 一時金は「正社員給与の3.2ヶ月」(2) 賃上げ要求は「雇用形態に拘わらずフルタイムで働く社員の基本給を一律5,000円引き上げる事」(3) 組合員の退職金については、本人の要求を基本としてより良い解決策を目指す(4) 今年も営業所懇談会を実施し、日常的な連絡・通信の体制を双方向で強化する(5) 組合員拡大は雇用形態に関係なく進める。

以上の【活動総括】【活動方針】を討議しその後、活動報告、決算報告は承認され活動方針、予算案は採択されました。役員体制は、尾崎委員長、梶山書記長が再選され、大会を終りました。

私は参加しませんでした。近くの居酒屋で懇親会を行いました。コロナの影響で酒は出ませんでしたので酒なしでの懇親会となったと聞いています。

(記) 支部執行委員 光田道雄

# ワーカースネット 街頭労働相談 川崎のアゼリア近くの広場

10月15日(金)川崎のアゼリア近くの広場でワーカースネットの街頭労働相談を19時から21時まで行いました。

川崎支部からの参加は、浅岡、矢部、細谷、小林でした。

緊急事態宣言等で3カ月の休みを取った事もあり、相談に来られる方が2件と少なかった様に思いました。

宣伝の様子はスクリーンにワー



カーズネットの宣伝を映し声を出して行きかう人にアピールをしていました。金曜日の週末という事もあって街角ではギター演奏をしていました。感心するのが誰もがマスクをしっかりとっていました。

街頭相談後の意見交換で

「もう少し通行人からスクリーンが良く見えるようなレイアウトを考えたらよかった。」との意見が出されました。

記・小林

## 川崎支部

## 未組織宣伝

### 久地駅前

10月25日(日)、久地駅前で川崎支部の未組織宣伝を1時〜12時までやる予定でしたがピラの取りが良いか、持ってきたピラが少なかつたのか分かりませんが、ピラが11時45分頃には無くなり終わりにしました。

参加は浅岡、細谷、矢部、地本の片寄さんと小林の5名でし



た。

マイク宣伝の内容は

1つは10月1日より時給が全国一律に28円あがりました。

川崎では1040円で、隣の東京では1041円となりました。

2つはパート労働法が変わった事。正規雇用労働者と非正規労働者の不合理な待遇差が禁止されました。同じ仕事をしていたら差別をしてはいけない事などです。

ピラを配っていて、おばさんが以前に「黄色のチラシをもらっただよ」といつてくれたりしました。長年やっていけると覚えられ川崎支部の知名度が上がるのではないかと思いました。

記・小林

## なんぶせん

また、GOTOトラベル再開が政府から出されそう。1. 3兆円の予算が余っているとのこと。去年の今頃が思い出される。去年と比較して感染者が激減している(原因は不明)なで、ワクチン接種やPCR検査をしての旅行はあっても良いのかもしれないが、GOTOトラベルは、消費税等も含め旅行など行けない生活困窮者からも徴収した税金を使って、旅行に行ける余裕のある人に補助をするもの。矛盾だ。1. 3兆円困っている人のために使え。▲コロナ禍、我慢してきた国民の旅行に行きたい気持ちは相当溜まっている。「感染対策さえすれば、県をまたいだ旅行もバンバンしてください」と国が明確なメッセージさえ出せば、GOTOトラベルなどしなくても旅行に行くと思う。そうしたメッセージが出せないのは、感染拡大の不安があるから。不安がありつつもメッセージをも出さないでGOTOトラベル。矛盾だ。

【平和でなくっちゃ】



# 全労連共済

## 「新型コロナに家族で感染」 医療共済に加入して、本当に良かった

全労連共済では

コロナで自宅療養でも

入院と同じ共済給付金が支給されますよ

共済加入の組合員さんから共済についての問い合わせ電話が入りました。

内容は、全労連医療共済に加入していますが、8月の初めに注意していたのですが、新型コロナに

家族で感染してしまい入院も出来ず「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウィルス感染症専用）」が、感染症神奈川県対策本部長の県知事の印で届いたのみでした。

証明書には、発症日・陽性判明日・自宅療養をする期間（10日間）そして外出可能日が記載されており家族一人ひとりに届きました。当然家族は、勤め先などに連絡して自宅療養となり、療養証明

書には、「自宅療養グループへの連絡先」が書いてありましたが家族みんなで重症化しないように大変な思いをした中での生活でした。そして約1月半過ぎて現在家族内で後遺症もなく元気で過ごしています。との電話でした。

すぐに調べ「全労連共済では、『新型コロナ特別対応』として、この安静休業給付などは、民間保険では対象としていない優れた保険であること、夫婦で医療共済に加入しているから自宅療養でも入院給付金（通院給付の倍の金額）が二人とも日数に応じて給付されること」を話すと、電話先で少し落ち着いた様子でした。

数日たって、給付申請に必要な事項が記載された書類が送られてきました。

そして「この度は、大変お世話になりました。家族でコロナに感染してしまい精神的にも落ち込んでいましたが、共済から給付をいただけると知り、安心したと同時に、加入していて本当に良かったと思えました。迅速に対応いただきまして、本当にありがとうございます。」と夫婦連名でお礼の文が添付されていました。

## 火災共済 【制度の改善】 地震災害見舞金

ここ数年の相次ぐ震災、豪雨や台風などの自然災害が過大となり、損害保険大手は毎年のように保険料の改定を行っています。大手は2021年に平均6〜8%の火災保険を値上げ、地震保険も平均5%値上げになりました。さらに2022年は、2021年を超える大幅な値上げも予想され、その後も保険料の値上げも加速しそうです。

現在全労連・火災共済は、火災だけでなく風水害等見舞金も対象としており、地震に対する保障はこれまでその都度理事会で検討して見舞金を支払っていましたが、2023年1月から掛金は据え置きで地震見舞金等が制度化されます。

全労連共済についての質問は  
担当者まで  
《共済担当 矢部》

## よく聞かれるQ&A

Q1 新型コロナの場合は、共済はどうなる？

A1 生命共済では、万が一新型コロナで死亡した場合は、倍額になり、入院や障害も給付対象になります。  
医療共済は特別対応で陰性の場合でも、保健所の指示と休業が連続7日以上あれば、安静休業で給付されます（民間保険では保障されません）。陽性で入院ができない場合は、生命・医療（シニア医療）共済ともに、入院として扱います。

Q2 地震に対する保障は？

A2 現在火災共済では、その都度理事会で検討し、地震等見舞金をお支払いしています。  
2023年からは、都度検討するのではなく、基準に該当すれば、地震等見舞金が支払われるようになります。  
（別に掛金をとらず、火災共済の掛金でおこないます）



## ナンバープレースに応募しましょう！！(6904号)

### 【クイズの解き方】

3×3のブロックに区切られた9×9の正方形の枠内に1～9までの数字を入れるペンシルパズルの一つです。

難易度★☆☆☆☆ 【初心者向】

			7				8	4
						2	A	
2	3	9	8	4				7
4	5	6	2					9
	B	7	3		9	5		
3			C		4	7	1	6
5				7	8	6	9	1
		1		D				
9	8				6			

### 応募方法

太い点線わくのA～Dに入る4つの数字を教えてください。応募ははがき・FAX・メモ等で次回支部報発行日（おおよそ2～3週間）までにお名前・住所と職場名をそえてご連絡下さい。応募はどなたでも結構です。正解者の中から抽選で5名の方に500円相当の図書カード・クオカードかビール券を差し上げます。

A	B	C	D

### 今後の日程

- 10月31日（日）総選挙投票日、川崎市長選挙投票日
- 11月03日（水）第4回書記局会議（支部事務所）19：00～  
平和といのちと人権を！11.3憲法大行動（国会議事堂正門前）14：00～
- 04日（木）年末一時金回答指定日
- 06日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
- 10日（水）第5回支部報編集委員会（支部事務所）18：00～  
第6回支部執行委員会（支部事務所）19：00～
- 13日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
- 17日（水）支部報6905号作業日（支部事務所）13：00～
- 19日（金）総がかり行動（国会正門前）15：30～
- 20日（土）未組織宣伝（登戸駅）19：00～／労働相談（支部事務所）13：00～
- 24日（水）第7回支部執行委員会（支部事務所）19：00～
- 27日（土）2022年春闘討論集会・組織建設全国会議（リアルとリモート）  
～28日（日）
- 12月04日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
- 08日（水）第5回書記局会議（支部事務所）19：00～
- 11日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
- 15日（水）第6回支部報編集委員会（支部事務所）18：00～  
第8回支部執行委員会（支部事務所）19：00～
- 18日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
- 22日（水）支部報6906号作業日（支部事務所）13：00～
- 25日（土）労働相談（支部事務所）13：00～